

# 定 款

改 定 2019年6月21日

株式会社ゼンショーホールディングス

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、株式会社ゼンショーホールディングスと称し、英文では、ZENSHO HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該法人等の経営管理及びこれら附帯する又は関連する業務を行うことを目的とする。

- (1) 飲食店、食料品販売店の開拓、取得、所有経営並びに経営受託
- (2) 農業、水産業並びに畜産業
- (3) 農産物、水産物、畜産物の卸、販売並びに輸出入、食品加工並びに販売
- (4) 食料品、調味料の製造、卸並びに販売
- (5) 酒類、清涼飲料、その他の飲料の製造、加工、販売並びに輸出入
- (6) コーヒーの焙煎、加工並びに卸、販売
- (7) 給食事業並びに配食サービス事業
- (8) 食器、調理器具、その他店舗関連雑貨の輸出入、仕入、卸並びに販売
- (9) 廚房機器、食品加工機械の製作、販売、リース、レンタル並びに輸出入、仕入
- (10) 店舗等の設計、施工並びに管理
- (11) 衣料品、ユニフォームの製造、輸出入、卸、販売
- (12) 百貨小売業及びこれに関する商品の製造・加工・卸売業
- (13) 花の卸売並びに販売
- (14) 調剤薬局業及び医薬品並びに医薬部外品の販売
- (15) インターネットを利用した通信販売事業
- (16) 介護サービス事業
- (17) 不動産の売買、仲介、賃貸借並びに管理
- (18) コンピュータ・システムの企画、開発、保守、運用並びにコンサルティングサービス
- (19) 労働者派遣事業
- (20) 倉庫業、冷凍倉庫業
- (21) 貨物自動車運送業
- (22) 自然エネルギーによる発電並びに売電事業
- (23) ビル並びに一般家屋清掃業、クリーニング業
- (24) 保育園、保育室等の保育施設の運営及びノウハウの提供・指導並びに業務委託

- (25) 金銭の貸付、金銭の貸借の媒介並びに保証、銀行代理業その他金融業
  - (26) 電子マネーを用いたポイントカード、プリペイドカードの発行、販売並びに管理
  - (27) 生命保険の募集並びに損害保険代理業
  - (28) 旅行業法に基づく旅行業
  - (29) 前各号に附帯関連する一切の事業
2. 前項に定めるもののほか、当会社は前項に定める会社等に対する経営コンサルティング業並びに特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡の業務並びにこれらに附帯し、又は関連する業務を営むことを目的とする。
3. 前2項に定めるもののほか、当会社は第1項に定める会社等の事業に関する金銭の貸付業務、資金調達業務、資金運営業務及びこれらの代行業務を営むことを目的とする。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
- (1) 取締役会
  - (2) 監査等委員会
  - (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、43,200万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および新株予約権の割当を受ける権利
- ④次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 当会社の取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議に

- よって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額の範囲内とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を置くことができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査役等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剩余金の配当の基準日)

第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第35条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 附 則

(監査役の責任免除等に関する経過措置)

2019年6月開催の第37回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第1項の定めるところによる。

2. 2019年6月開催の第37回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。

【ゼンショーホールディングスの最終事業年度に係る計算書類及び事業報告の内容】

次ページ以降をご参照ください。

# 事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日)におけるわが国経済は、国外では貿易摩擦の激化、欧州でのブレグジットをめぐる混乱が続き、国内では雇用環境の改善が見られるものの、大規模な自然災害が多発し、先行き不透明な状況が続きました。

外食産業におきましては、個人消費に力強さが見られないことや、食材価格の高騰、人件費の上昇により、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような状況の中、「すき家」をはじめとする牛丼カテゴリーの既存店売上高前年比は103.4%、「ココス」、「ジョリーパスタ」をはじめとするレストランカテゴリーの既存店売上高前年比は100.3%、「はま寿司」をはじめとするファストフードカテゴリーの既存店売上高前年比は101.3%となりました。

当連結会計年度末の店舗数につきましては、400店舗出店、99店舗退店及びAdvanced Fresh Concepts Corp.(以下「AFC」という)を子会社化した結果、9,509店舗(F C 4,222店舗含む)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高6,076億79百万円(前年同期比4.9%増)、営業利益188億34百万円(同6.9%増)、経常利益182億11百万円(同3.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益99億24百万円(同24.0%増)となりました。

#### 売上高

**6,076億79百万円**  
前年同期比4.9%増



#### 営業利益

**188億34百万円**  
前年同期比6.9%増



#### 経常利益

**182億11百万円**  
前年同期比3.1%増



#### 親会社株主に帰属する当期純利益

**99億24百万円**  
前年同期比24.0%増



セグメント別の概況につきましては、26ページから31ページまでに記載のとおりであります。

# セグメント別の概況

## セグメント別売上高構成比

### ■ 小売事業

**830億42百万円**  
(グループ売上シェア13.7%)

#### ■ 主なブランド



#### ■ Fuji Mart

#### ■ その他カテゴリー

**410億83百万円**  
(グループ売上シェア6.8%)

#### ■ 主なブランド



#### ■ ファストフードカテゴリー

**1,398億37百万円**  
(グループ売上シェア23.0%)

#### ■ 主なブランド



### ■ 外食事業

**5,246億37百万円**  
(グループ売上シェア86.3%)

#### ■ 牛丼カテゴリー

**2,143億90百万円**  
(グループ売上シェア35.3%)

#### ■ 主なブランド



#### ■ レストランカテゴリー

**1,293億26百万円**  
(グループ売上シェア21.3%)

#### ■ 主なブランド

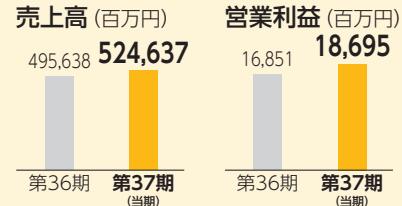


当社グループの代表的な子会社及び業態のロゴマークを記載しております。

## 外食事業

売上高 **5,246億37百万円** 前年同期比5.9%増

営業利益 **186億95百万円** 前年同期比10.9%増



外食事業の当連結会計年度の売上高は、5,246億37百万円（前年同期比5.9%増）、営業利益は186億95百万円（同10.9%増）となりました。

外食事業における主要カテゴリーの状況は、以下のとおりであります。

### 牛丼カテゴリー

売上高 **2,143億90百万円** 期末店舗数 **2,891店舗**

牛丼カテゴリーの当連結会計年度末の店舗数は、126店舗出店、33店舗退店した結果、2,891店舗となりました。内訳は、「すき家」1,931店舗、「なか卯」456店舗（FC11店舗含む）等であります。

株式会社すき家本部が経営する牛丼チェーンの「すき家」につきましては、お客様の多様なニーズにお応えできるよう、「すき家de健康」をテーマとして、「お好み牛玉丼」（並盛税込500円）、「白髪ねぎ牛丼」（並盛税込500円）、食べラー・メンマ牛丼（並盛税込500円）、豚生姜焼き丼（並盛税込550円）等を導入し、商品力の強化に取り組んでまいりました。

今後ともお客様に愛される店舗づくりを目指すとともに、安全でおいしい商品を安心して召し上がっていただけるよう、さらなる品質管理の徹底と店舗水準の向上に努めてまいります。

株式会社なか卯が経営する丂ぶり・京風うどんの「なか卯」につきましては、新商品・季節限定商品の投入や既存商品のブラッシュアップによる商品力の強化と店舗販促の実施により、業績の向上に努めてまいりました。以上の結果、牛丼カテゴリーの当連結会計年度の売上高は、2,143億90百万円（前年同期比5.3%増）となりました。



## レストランカテゴリー

売上高 **1,293億26百万円** 期末店舗数 **1,374店舗**

レストランカテゴリーの当連結会計年度末の店舗数は、20店舗出店、16店舗退店した結果、1,374店舗(F C79店舗含む)となりました。

株式会社ココスジャパンが経営するファミリーレストランの「ココス」につきましては、メニューのラインアップの強化、ごちそう感のあるフェアメニューの投入及び店舗のサービス水準の向上に取り組み、業績の向上に努めてまいりました。

株式会社ビッグボーイジャパンが経営するハンバーグ＆ステーキレストランの「ビッグボーイ」等につきましては、メイン商品のブラッシュアップを図るとともに、サラダバー・スープバーの充実やフェアメニューの投入を行うなど、業績の向上に努めてまいりました。

株式会社ジョリーパスタが経営するパスタ専門店の「ジョリーパスタ」につきましては、「パスタならジョリーパスタ」をテーマに、パスタ専門店の魅力をよりお客様へアピールできるよう、メニューのラインアップの拡充や旬の食材を活かした新商品の投入を行い、一層のおいしさを追求してまいりました。

株式会社華屋与兵衛が経営する和食レストランの「華屋与兵衛」につきましては、お客様の満足度の向上を図るため、旬の食材を活かした商品の開発及び店舗従業員の教育強化によるサービス水準の向上、労働生産性の改善等に努めてまいりました。

以上の結果、レストランカテゴリーの当連結会計年度の売上高は、1,293億26百万円（前年同期比1.1%増）となりました。



## ファストフードカテゴリー | 売上高 **1,398億37百万円** 期末店舗数 **777店舗**

ファストフードカテゴリーの当連結会計年度末の店舗数は、34店舗出店、10店舗退店した結果、777店舗(F C 1店舗含む)となりました。

株式会社はま寿司が経営する100円寿司チェーンの「はま寿司」につきましては、積極的な出店による業容の拡大を図るとともに、商品品質の向上、店舗サービスの強化等に努めてまいりました。

以上の結果、ファストフードカテゴリーの当連結会計年度の売上高は、1,398億37百万円(前年同期比5.2%増)となりました。



## その他カテゴリー

売上高 **410億83百万円** 期末店舗数 **4,329店舗**

その他カテゴリーの当連結会計年度末の店舗数は、AFCを子会社化した結果、220店舗出店、34店舗退店し、4,329店舗(F C 4,131店舗含む)となりました。

当カテゴリーの主な内訳は、冷凍ピザ等販売の株式会社トロナジャパン、グループの物流機能を担う株式会社グローバルフレッシュサプライ、備品・ユニフォーム等を調達する株式会社グローバルテーブルサプライ及びAFC等であります。なお、AFCにつきましては、米国、カナダ、オーストラリアで寿司のテイクアウト店を展開しており、2018年11月16日付で株式取得を行い子会社化いたしております。

以上の結果、その他カテゴリーの当連結会計年度の売上高は、410億83百万円（前年同期比32.0%増）となりました。



Advanced Fresh Concepts Corp.の店舗



(株)トロナジャパンの  
「本当に旨いピザが食べたい。」



(株)トロナジャパンの  
「牛丼の具」

## 小売事業

売上高 **830億42百万円** 前年同期比0.5%減

営業利益 **1億38百万円** 前年同期比81.7%減



小売事業の当連結会計年度の売上高は、830億42百万円（前年同期比0.5%減）、営業利益は1億38百万円（同81.7%減）となりました。

当事業の内訳は、スーパーマーケット事業を展開する株式会社マルヤ、株式会社マルエイ、株式会社尾張屋、株式会社フレッシュユコーポレーション及び青果販売等の株式会社ユナイテッドベジーズ等であります。



「マルヤ」



「マルエイ」



(株)尾張屋が展開する  
「VERY FOODS owariya」



(株)フレッシュユコーポレーションが展開する  
「マルシェ」



(株)ユナイテッドベジーズが展開する  
「菜果善」

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資といたしましては、当社グループ全体で400店舗の新規出店を行うとともに、既存店の改装も進めてまいりました。

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資総額は314億48百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、主として設備投資及び運転資金に充てるため、金融機関等より971億79百万円の資金調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

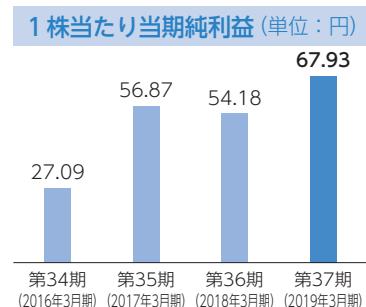
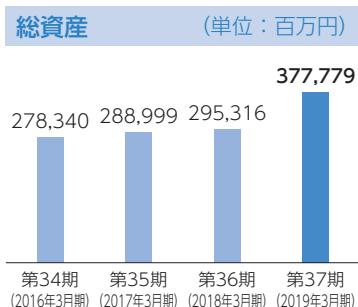
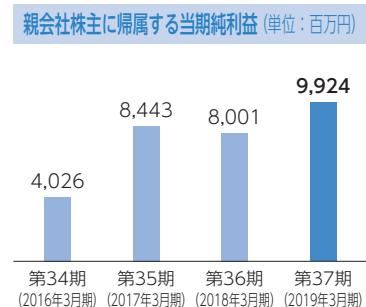
当社は、2018年11月16日付で米国のAdvanced Fresh Concepts Corp.の全株式を取得し完全子会社としました。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第34期 (2016年3月期)	第35期 (2017年3月期)	第36期 (2018年3月期)	第37期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売上高	525,709	544,028	579,108	607,679
経常利益	11,380	18,061	17,656	18,211
親会社株主に帰属する当期純利益	4,026	8,443	8,001	9,924
1株当たり当期純利益	27.09円	56.87円	54.18円	67.93円
総資産	278,340	288,999	295,316	377,779
純資産	75,060	82,107	82,204	87,083
1株当たり純資産	412.18円	458.07円	461.76円	496.34円

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を当連結会計年度から適用しており、第36期に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	店舗数	本社所在地	資 本 金	出資比率	主な事業内容
(株)すき家本部	1,931店	東京都港区	10百万円	100.00%	飲食事業 (すき家) 統括
(株)九州すき家		東京都港区	10百万円	－ %	飲食業
(株)中四国すき家		東京都港区	10百万円	－ %	飲食業
(株)関西すき家		東京都港区	10百万円	－ %	飲食業
(株)中部すき家		東京都港区	10百万円	－ %	飲食業
(株)中京すき家		東京都港区	10百万円	－ %	飲食業
(株)神奈川すき家		東京都港区	10百万円	－ %	飲食業
(株)東京すき家		東京都港区	10百万円	－ %	飲食業
(株)関東すき家		東京都港区	10百万円	－ %	飲食業
(株)北日本すき家		東京都港区	10百万円	－ %	飲食業
(株)なか卯	456店	東京都港区	10百万円	100.00%	飲食業
(株)ココスジャパン	591店	東京都港区	3,198百万円	50.38%	飲食業
(株)ビッグボーイジャパン	309店	東京都港区	10百万円	100.00%	飲食業
(株)ジョリーパスタ	250店	東京都港区	2,958百万円	64.24%	飲食業
(株)華屋与兵衛	127店	東京都港区	100百万円	100.00%	飲食業
(株)TAG-1	97店	東京都港区	50百万円	100.00%	飲食業
(株)はま寿司	501店	東京都港区	10百万円	100.00%	飲食業
(株)日本ダイニングホールディングス	－	東京都港区	10百万円	100.00%	飲食事業統括
(株)日本リテールホールディングス	－	東京都港区	10百万円	100.00%	小売事業統括
(株)マルヤ	39店	埼玉県春日部市	10百万円	－ %	食料品等販売
(株)フレッシュコーポレーション	27店	群馬県太田市	100百万円	－ %	食料品等販売
(株)マルエイ	9店	千葉県市原市	30百万円	－ %	食料品等販売
(株)尾張屋	8店	千葉県木更津市	31百万円	－ %	食料品等販売

会社名	店舗数	本社所在地	資本金	出資比率	主な事業内容
(株)日本SS	－	東京都港区	10百万円	－%	食料品等販売
(株)ユナイテッドベジーズ	34店	東京都港区	74百万円	－%	青果等販売
(株)日本介護ホールディングス	－	東京都港区	10百万円	100.00%	介護事業統括
(株)トロナジャパン	－	東京都港区	10百万円	100.00%	食料品等販売
(株)ゼンショーファクトリーホールディングス	－	東京都港区	60百万円	100.00%	食品製造事業統括
(株)GFF	－	東京都港区	10百万円	－%	食品製造業
(株)TRファクトリー	－	東京都港区	10百万円	－%	食品製造業
(株)グローバルテーブルサプライ	－	東京都港区	30百万円	100.00%	食器等販売
(株)グローバルフレッシュサプライ	－	東京都港区	70百万円	100.00%	物流業
(株)ゼンショーエンタープライズ	－	東京都港区	80百万円	100.00%	食材輸入・卸売
Zensho USA Corporation	－	米国カリフォルニア州	10千米ドル	100.00%	米州事業統括
Advanced Fresh Concepts Corp.	4,329店	米国カリフォルニア州	100千米ドル	100.00%	食料品販売
泉膳(中国)投資有限公司	－	中国上海市	426,908千元	100.00%	中国事業統括

- (注) 1. 店舗数は各社の事業年度末現在であります。
2. (株)九州すき家、(株)中四国すき家、(株)関西すき家、(株)中部すき家、(株)中京すき家、(株)神奈川すき家、(株)東京すき家、(株)関東すき家及び(株)北日本すき家については、株式を所有しておりませんが、子会社である(株)すき家本部が株式を100%所有しているため、記載しております。
3. (株)マルヤ、(株)フレッシュユーポレーション、(株)マルエイ、(株)尾張屋、(株)日本SS及び(株)ユナイテッドベジーズについては株式を所有しておりませんが、子会社である(株)日本リテールホールディングスが(株)ユナイテッドベジーズの株式を66.93%、その他各社の株式を100%所有しているため、記載しております。
4. (株)GFF及び(株)TRファクトリーについては株式を所有しておりませんが、子会社である(株)ゼンショーファクトリーホールディングスが株式を100%所有しているため、記載しております。
5. (株)GFFについては本社の他、製造を行う拠点として下記所在地に工場があります。

沖縄県うるま市、佐賀県鳥栖市、山口県周南市、兵庫県加西市、大阪市、静岡県浜松市、川崎市、千葉県木更津市、埼玉県児玉郡上里町、茨城県土浦市、栃木県佐野市、栃木県小山市、北海道小樽市

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、「世界から飢餓と貧困を撲滅する」という経営理念の下にフード業を幅広く展開し、「世界中の人々に安全でおいしい食を手軽な価格で提供する」という使命をもって、グローバルな展開を行っております。今後の国内外のフード業の見通しは、消費トレンドの変化、ニーズの多様化、他の企業との競争激化など楽観できない状況ですが、当社グループは今後更なる成長を目指すため、既存事業の強化・拡大や海外展開を進め、より強固な経営基盤を整備し、市場競争力を向上させる必要があると認識し、以下の課題に取り組んでまいります。

##### ① マス・マーチャンダイジング・システムの進化

当社グループは、お客様に安全でおいしい商品を安心してお召し上がりいただくために、MMDによる安全性の確保を継続するとともに、業績の向上を目指し、業容の拡大とグループシナジーの追求を行ってまいりました。今後も、更なる強化によって食材の安全性の追求と商品クオリティの向上、コスト改善を図ってまいります。

※MMD（マス・マーチャンダイジング・システム）

「世界中の人々に安全でおいしい食を手軽な価格で提供する」この使命を果たすための仕組みで、原材料の調達から製造・加工、物流、店舗における販売までを一貫して自らの手で企画・設計、運営するシステムです。

##### ② 食の安全性の追求

「お客様になり代わって食材の安全性を確認する」ことを最重要課題とし、グループの「食の安全」に責任を負うグループ食品安全保証本部において、店舗における衛生管理の徹底、食材のトレーサビリティの確立、食材の品質検査等の強化を行い、食の安全の追求を行ってまいります。

##### ③ ブランドの進化

当社グループは、全業態においてQ Q S C（クオリティ・クイックサービス・クリンリネス）の追求を行い、すべてのお客様により快適な空間でお食事をお召し上がりいただけるよう、ユニバーサルデザインの店舗作りの推進や、お客様の多様なニーズにお応えできる商品を導入することなどにより、ブランドの進化に努めてまいります。

##### ④ 出店及びM&Aによる成長

国内外において業態の収益力を高め、積極的な出店を継続してまいります。また、M&Aの活用によるMMDの更なる強化を図ってまいります。

##### ⑤ 人財の採用と育成

国内外のフード業におきましては、人財リソースの不足、他の企業との競争激化などの難題を抱えており、当社グループにおきましても人財採用ならびに人財育成は重要な経営課題と認識しております。当社グループといたしましては、当社グループの理念に共鳴する優秀な人財を確保し、持続的な成長を支える人財を育成すべく採用活動及び研修活動を強化してまいります。

また、女性社員の活躍推進を含む多様な働き方の促進や、中途採用の強化、グローバル人財の採用・育成を積極的に進めてまいります。

⑥ 労働環境の改善

当社グループは、長時間勤務を未然に防止するため、管理システムの導入等による労務管理の徹底、マネジャー層に対するコンプライアンス教育の強化、従業員との対話機会の充実などを通じ、継続して多様な改善施策を実施してまいりました。引き続き労働環境の改善を進めてまいります。

⑦ 迅速な経営判断に資するシステム整備

当社グループでは、売上・在庫などの情報を収集する仕組みを構築しておりますが、国内外でグループ各社の販売拠点を拡大していく中、今後、更に情報収集・統合の効率化を進め、経営陣の迅速な判断に資するシステムと体制の構築に取り組んでまいります。

⑧ 人工知能（AI）などを利用した業務効率化と自動化

現在、第4次産業革命とも呼ばれる人工知能（AI）・ロボット等の技術革新やデータ活用により、定型労働に加えて非定型労働においても省人化が進展しております。当社グループにつきましても、店舗、工場、物流などの各工程において、積極的に人工知能（AI）・ロボット等を取り入れ、業務の効率化・自動化を推進してまいります。

**(5) 主要な事業内容** (2019年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社98社の計99社により構成されており、フード業の経営を幅広く行っております。

**(6) 主要な営業所及び工場** (2019年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都港区港南二丁目18番1号
----	-----------------

② 主要な子会社

前記「(3) 重要な親会社及び子会社の状況 ② 重要な子会社の状況」に記載しております。

## (7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
12,521名	1,644名増

(注) 1. 当社及び連結子会社の使用人数を記載しております。  
2. 上記のほかパートタイマー52,682名を雇用しております。

### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
622名	72名増	37.4歳	7.5年

(注) 使用人数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員で計算しております。上記のほかパートタイマー158名を雇用しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 額
(株) 三 井 住 友 銀 行	35,140
(株) み ず ほ 銀 行	30,353
(株) 横 浜 銀 行	27,343
(株) 日 本 政 策 投 資 銀 行	12,014
(株) 三 菱 UFJ 銀 行	6,958
農 林 中 央 金 庫	5,500
神 奈 川 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	4,000
東 京 都 信 用 農 業 协 同 組 合 連 合 会	4,000
(株) り そ な 銀 行	3,744
(株) 常 陽 銀 行	3,550

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、当社を完全親会社、株式会社ジョリーパスタを完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、2019年8月1日を効力発生日とする株式交換契約を締結しました。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 432,000,000株
- ② 発行済株式の総数 149,640,445株
- ③ 株主数 140,597名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合同会社日本クリエイト	52,307,500株	35.98%
小川 賢太郎	3,162,100株	2.17%
小川 一政	3,160,800株	2.17%
小川 洋平	3,160,800株	2.17%
日本マスター・トラスト信託銀行(株) (信託□)	2,741,700株	1.89%
ゼンショーグループ社員持株会	2,695,892株	1.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託□5)	1,828,700株	1.26%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託□)	1,827,500株	1.26%
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,405,952株	0.97%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託□1)	1,212,200株	0.83%

(注) 持株比率は自己株式(4,251,546株)を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	小川 賢太郎	国民生活産業・消費者団体連合会 会長 合同会社日本クリエイト代表社員
専務取締役	竹井 功一	渉外本部管掌 SM戦略室室長 (株)ユナイテッドベジーズ代表取締役会長
常務取締役	小川 一政	グループマーチャンダイジング本部長 (株)日本ダイニングホールディングス代表取締役社長 泉膳(中国)投資有限公司董事長
常務取締役	國井 義郎	グループ人事本部長 (株)ゼンショービジネスサービス代表取締役社長 (株)かがやき保育園代表取締役社長
取締役	平野 誠	グループ食品安全保証本部長
取締役	江藤 尚美	グループ総務本部長
取締役	小川 洋平	グループ経営戦略本部長 会長室室長 Advanced Fresh Concepts Corp. 取締役会長
取締役(社外取締役)	萩原 敏孝	(株)小松製作所顧問 ヤマトホールディングス(株)社外取締役 (株)高松コンストラクショングループ社外取締役 日野自動車(株)社外取締役
取締役(社外取締役)	伊東 千秋	日立造船(株)社外取締役 (株)オービックビジネスコンサルタント社外取締役
取締役(社外取締役)	安藤 隆春	(株)ニトリホールディングス社外取締役 (株)アミューズ社外取締役 東武鉄道(株)社外取締役
常勤監査役(社外監査役)	渡辺 秀雄	
常勤監査役	本田 豊	
監査役(社外監査役)	竹内 康二	さくら共同法律事務所パートナー弁護士 (株)ユニカフェ社外監査役
監査役(社外監査役)	宮嶋 之雄	三洋貿易(株)社外取締役

- (注) 1. 常務取締役小川一政氏及び取締役小川洋平氏は、代表取締役会長兼社長小川賢太郎氏の子息です。
2. 取締役萩原敏孝氏、伊東千秋氏及び安藤隆春氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 常勤監査役渡辺秀雄氏、監査役竹内康二氏及び宮嶋之雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 常勤監査役渡辺秀雄氏及び監査役宮嶋之雄氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役萩原敏孝氏、伊東千秋氏、安藤隆春氏、常勤監査役渡辺秀雄氏、監査役竹内康二氏及び宮嶋之雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
6. 取締役興津龍太郎氏は、2018年5月31日付で辞任により退任しております。
7. 当社は社外取締役萩原敏孝氏、伊東千秋氏、安藤隆春氏及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については10百万円または法令が定める額のいずれか高い額、監査役については5百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

## ② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	分	支給人員	支給額
取締役	役	11名	374百万円
監査役	役	4名	43百万円
合計 (うち社外役員)		15名 (6名)	417百万円 (56百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第24回定時株主総会において月額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第24回定時株主総会において月額10百万円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末現在の取締役は10名（うち社外取締役3名）、監査役は4名（うち社外監査役3名）であります。

## ③ 役員報酬の基本方針

### 1. 基本方針及び報酬水準

(ア) 取締役の報酬は、短期のみならず中長期的な企業価値向上を目指した経営を動機づけるとともに、多様で優秀な人材を確保できる水準とします。

また、報酬水準は、同業他社及び他業種同規模他社との比較において、競争力のある水準とします。

(イ) 監査役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責に相応しい水準とします。

### 2. 報酬の構成等

#### (ア) 取締役の報酬

取締役の報酬は、月額基本報酬及び年1回の業績運動賞与とします。

但し、社外取締役については月額基本報酬のみとします。

なお、月額基本報酬及び業績運動賞与の総額は株主総会で決定した報酬額の限度内とします。

i) 月額基本報酬は原則として各取締役の役割及びその職責を考慮して決定します。

ii) 業績運動賞与は、各取締役の役割、その職責及び会社業績を考慮して決定します。なお、会社業績指標としては連結経常利益率を使用します。

#### (イ) 監査役の報酬

常勤監査役の報酬は、月額基本報酬及び年1回の賞与とします。

但し、非常勤監査役については月額基本報酬のみとします。

なお、月額基本報酬及び賞与の総額は株主総会で決定した報酬額の限度内とし、個別の報酬額は監査役の協議により決定します。

#### ※指名・報酬諮問委員会の設置

取締役候補者及び監査等委員取締役候補者の指名や報酬の決定プロセスの透明性、客觀性を高めるために「指名・報酬諮問委員会」の設置を予定しています。

### ④ 社外役員に関する事項（2019年3月31日現在）

#### (ア) 他の法人等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

萩原敏孝氏について、上記①に記載のとおりであり、(株)小松製作所、ヤマトホールディングス(株)、(株)高松コンストラクショングループ及び日野自動車(株)と当社とは、特別の関係を有しておりません。伊東千秋氏について、上記①に記載のとおりであり、日立造船(株)及び(株)オービックビジネスコンサルタントと当社とは、特別の関係を有しておりません。安藤隆春氏について、上記①に記載のとおりであり、(株)二トリホールディングス、(株)アミューズ及び東武鉄道(株)と当社とは、特別の関係を有しておりません。竹内康二氏について、上記①に記載のとおりであり、さくら共同法律事務所及び(株)ユニカフェと当社とは、特別の関係を有しておりません。宮嶋之雄氏について、上記①に記載のとおりであり、三洋貿易(株)と当社とは、特別の関係を有しておりません。

(イ) 当事業年度における主な活動の状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	萩 原 敏 孝	当事業年度開催の取締役会17回中16回出席しました。長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づいて、適切な意見、助言を行っております。
取 締 役	伊 東 千 秋	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席しました。長年の経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づいて、適切な意見、助言を述べております。
取 締 役	安 藤 隆 春	当事業年度開催の取締役会17回中14回出席しました。警察庁長官をはじめ要職を歴任し、その豊富な経験と幅広い知見に基づいて、適切な意見、助言を述べております。
常 勤 監 査 役	渡 辺 秀 雄	当事業年度開催の取締役会17回全て、監査役会19回全てに出席しました。長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の経営に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	竹 内 康 二	当事業年度開催の取締役会17回全て、監査役会19回全てに出席しました。高度な専門知識を要する法律家としての豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の経営に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	宮 嶋 之 雄	当事業年度開催の取締役会17回全て、監査役会19回全てに出席しました。長年にわたる経営者としての経験や財務に関する十分な実務経験を有しており、当社の経営に必要な発言を適宜行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	206百万円

- (注) 1. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人から必要資料を入手、報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、職務の執行状況、報酬見積の算出根拠などを確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に従い同意しております。
2. 当社と会計監査人の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分せず、また実質的にも区分することができないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際財務報告基準（IFRS）の適用に関するアドバイザリー業務等についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について決定した基本方針の概要は以下のとおりであります。

### 内部統制システム構築に向けた基本的な考え方及び整備状況

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (ア) 「ゼンショーグループ憲章」を制定し、全役職員による法令並びに定款及び社内規程の遵守の徹底を図る。
    - (イ) 各業務担当取締役及び執行役員は、自らが担当する業務部門でのコンプライアンスリスクを分析し、その対策を実施する。
    - (ウ) 「コンプライアンス委員会」は、グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、審議結果を取締役会及び監査役会に報告する。グループのコンプライアンス上の問題点について従業員が情報提供を行うホットラインを設置する。
    - (エ) 事業活動全般の業務運営状況を把握し、その活動の適法性や健全性を確保するため、内部監査部門による監査を継続的に行う。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (ア) 「グループリスク管理規程」を定め、グループの様々なリスクを網羅的かつ適切に認識し、管理すべきリスクの選定を行い、管理担当部門を定め、リスク管理体制の整備・充実を図る。また、予期せぬリスクが発生することを十分認識し、新たに生じた重大なリスクについては、取締役会または代表取締役が、すみやかに管理担当部門を選定し、迅速かつ適切に対応する。
    - (イ) 規程に基づいたグループ内の様々なリスクを統括的に管理するため「総合リスク管理委員会」を設置し、管理担当部門のリスク対策実施状況の点検を行うことにより、有効性を確保する。
    - (ウ) 「食の安全・安心」「コンプライアンス」「情報セキュリティ」に係るリスク及びその他の選定されたリスクは、管理担当部門がリスク対策を策定する。また、リスクが顕在化した場合、管理担当部門は迅速かつ適切な対応を行い、結果を総合リスク管理委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては適宜、取締役会に報告し、必要な指示を受ける。

- (③) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (ア) 取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」「文書管理規程」及び「情報セキュリティポリシー」の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理する。
  - (イ) 取締役及び監査役は、これらの情報の保存・管理及び保全体制の整備が適正に行われていることを確認する。
- (④) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (ア) 中期経営計画及び年度経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、迅速な判断や意思決定を行えるよう、日次・月次・四半期業務管理を徹底し、目標の進捗状況を明確にする。
  - (イ) 意思決定のプロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、社長決裁事項で当社及びグループの経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、担当取締役及び執行役員との協議に基づいて執行決定を行い、これを適宜取締役会に報告する。
- (⑤) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (ア) 「ゼンショーグループ憲章」は、当社及び子会社の全役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範とする。
  - (イ) 当社は、持株会社としてゼンショーグループ全体の視野から業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の状況に応じた管理を行う。また、当社のグループ会社統括管理部門が担当窓口となり、子会社による定期的または、隨時、整備状況の報告を受ける。
  - (ウ) 当社から子会社に対し役職員を派遣するとともに、子会社の業務の執行状況を把握し、事業活動の有効性を確認する。
  - (エ) 内部監査部門が定期的または隨時、グループ会社を監査するとともに、その状況を当社代表取締役に適時報告する。

- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - (ア) 財務報告の信頼性を確保することが、グループ活動の信用の維持・向上に必要不可欠であることを認識し、財務報告に係る内部統制活動の重要性をゼンショーグループ全体に徹底する。
  - (イ) 「財務報告に係る内部統制についての評価計画書」を年度単位で作成し、グループ会社全体で連携して、連結ベースの財務報告における内部統制の整備を進める。
  - (ウ) 財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況については、内部統制評価責任部門が、グループ全体の財務報告の信頼性を確保するため、業務運営の適切性を検証する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する当社取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
  - (ア) 監査役を補助すべき使用人として、監査役監査の職務の実効性の確保の観点から必要な人員を選任し、体制の充実を図る。
  - (イ) 監査役の補助使用人が監査役から特定の命令を受けた場合は、当該補助使用人は当該命令に関して、取締役の指揮命令を受けない。
  - (ウ) 監査役の補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、全監査役の事前の同意を要する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (ア) 取締役は、当社及びグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ゼンショーグループホットラインへの通報状況等を、監査役または監査役会にすみやかに報告する。
  - (イ) 前項の当社及びグループに重大な影響を及ぼす事項を発見した使用人は、監査役または監査役会に直接報告することができ、この報告は「内部通報規則」に準拠して対応する。
  - (ウ) 監査役は、内部監査部門との監査計画、監査結果等の相互開示により情報の共有化と効率化を図る。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (ア) 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
  - (イ) 監査役会に対して、独自に専門の弁護士や会計士を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
  - (ウ) 監査役は必要に応じていつでも、取締役及び使用人に対し報告を求め、重要な會議に出席し、書類の閲覧をすることができる。

## 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力との関係を持たない。また反社会的勢力の不当な要求には毅然とした態度で臨み、金銭その他経済的利益の提供を行わない。さらに全グループ会社に対し、方針の徹底を図る。

### ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (ア) 当社は「ゼンショーグループ憲章」を定め、企業倫理の浸透を図るとともに、コンプライアンスを実現するため、「グループコンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動指針」を定め、「反社会的勢力の排除」について具体的指針を示している。
- (イ) なお「ゼンショーグループ憲章」並びに「グループコンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動指針」については、全社員に対し、入社時または定期的な研修を通じて周知・徹底を図る。
- (ウ) さらに反社会的勢力への対応は、個人や部署を孤立させぬよう、コンプライアンス委員会を組織し、警察や弁護士等外部専門機関と連携して対応する体制を構築している。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① コンプライアンスに関する体制

コンプライアンスの専門部署を設置し、以下の活動を通じ当社グループ全体へのコンプライアンス意識の一層の浸透に取り組んでおります。

- (ア) 当社各部門及びグループ各社に対してコンプライアンス研修を実施し、この研修を通じて、当社各部門及びグループ各社におけるコンプライアンスリスク課題の抽出と防止策の策定を推進し、防止策の進捗状況について確認を行っております。
- (イ) コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスに関わる当社グループ共通課題について、それぞれの分野の専門部門による未然防止策の確認と強化を行っております。

### ② リスク管理に関する体制

リスク管理の専門部署を設置し、以下の活動を通じたリスク管理体制の強化を進めています。

- (ア) 総合リスク管理委員会を定期的に開催し、当社グループ全体の事業等に関わるリスク課題を抽出するとともに、当社各専門部門による対策の立案と実施状況の確認を行い、必要に応じ対策の強化を進めております。
- (イ) 大規模な事故や災害が発生した場合に備えて、「食のインフラ」として店舗の営業が継続できるよう組織体制の整備を進めております。

### ③ 取締役の職務の執行に関する体制

- (ア) 年度経営計画を定め、月次、四半期業績に基づいて計画の進捗管理を行うとともに、対策が必要な施策については取締役会で審議・決議を行っております。
- (イ) 重要な投資案件については、投資委員会による事前審議を行ったうえで、取締役会に上程することで、取締役の意思決定の迅速化に努めております。
- (ウ) 取締役会の実効性評価を行うなど、取締役会の運営改善について継続して取り組んでおります。

④ グループ会社の管理体制

- (ア) 「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社統括管理部門を窓口として主要子会社との情報交換を密に行い、各社毎に計画の進捗状況及び課題に対する対応状況について確認を行っております。
- (イ) グループ会社に役職員を派遣し、各社の業務執行状況を把握し、事業活動の適正・有効性について確認を行っております。
- (ウ) 内部監査部門は、監査計画に基づき、当社管理部門及びグループ会社の監査を行い、監査結果を当社代表取締役及び監査役会へ報告しております。

⑤ 監査役の監査に関する体制

- (ア) 監査役は、当社の取締役会に加えて、主要な会議に出席するとともに、稟議書等の重要な文書の閲覧、取締役、執行役員、本部長及びグループ会社社長等へのヒアリングを行うことにより、取締役の職務の執行状況を監査しております。
- (イ) 監査役は、監査役会を定期的に開催し、監査役相互の情報交換を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人との情報交換を通じて、監査の実効性の確保に努めています。
- (ウ) 監査役は、グループ会社の監査役と定期的に連絡会を開催し、グループ会社全体を含めた企業集団としての監査の実効性を確保するための体制を構築しております。

(本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。)

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第37期 2019年3月31日現在	科目	第37期 2019年3月31日現在
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>	<b>114,675</b>	<b>流動負債</b>	<b>91,451</b>
現金及び預金	57,240	買掛金	22,305
受取手形及び売掛金	14,310	短期借入金	1,382
商品及び製品	20,936	一年内償還予定の社債	1,600
仕掛品	692	一年内返済予定の長期借入金	24,891
原材料及び貯蔵品	5,611	リース債務	2,760
その他	15,980	未払法人税等	3,456
貸倒引当金	△96	賞与引当金	2,300
<b>固定資産</b>	<b>262,989</b>	<b>その他</b>	<b>32,755</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>141,760</b>	<b>固定負債</b>	<b>199,244</b>
建物及び構築物	82,554	社債	27,200
機械装置及び運搬具	5,264	長期借入金	141,163
工具、器具及び備品	19,281	リース債務	13,622
土地	19,197	退職給付に係る負債	781
リース資産	14,779	資産除去債務	3,100
建設仮勘定	684	その他	13,375
<b>無形固定資産</b>	<b>54,659</b>	<b>負債合計</b>	<b>290,696</b>
商標権	34,446	<b>純資産の部</b>	
のれん	16,644	<b>株主資本</b>	<b>74,143</b>
その他	3,568	<b>資本金</b>	<b>23,470</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>66,569</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>24,261</b>
投資有価証券	3,425	<b>利益剰余金</b>	<b>34,432</b>
差入保証金	33,295	<b>自己株式</b>	<b>△8,021</b>
長期貸付金	84	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△1,980</b>
長期前払家賃	18,974	その他有価証券評価差額金	△73
繰延税金資産	6,394	繰延ヘッジ損益	△0
その他	4,407	退職給付に係る調整累計額	△227
貸倒引当金	△14	為替換算調整勘定	△1,680
<b>繰延資産</b>	<b>114</b>	<b>非支配株主持分</b>	<b>14,920</b>
社債発行費	114	<b>純資産合計</b>	<b>87,083</b>
<b>資産合計</b>	<b>377,779</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>377,779</b>

# 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第37期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	607,679
売上原価	261,226
売上総利益	346,453
販売費及び一般管理費	327,619
営業利益	18,834
営業外収益	1,624
受取利息	433
受取配当金	7
持分法による投資利益	122
賃貸料収入	140
補助金収入	205
その他	715
営業外費用	2,247
支払利息	1,213
賃貸費用	72
為替差損	21
長期前払費用償却	413
その他	527
経常利益	18,211
特別利益	3,763
固定資産売却益	684
負ののれん発生益	2,785
その他	294
特別損失	3,503
固定資産売却損	4
固定資産除却損	1,423
減損損失	1,175
その他	900
税金等調整前当期純利益	18,470
法人税、住民税及び事業税	5,725
法人税等調整額	2,388
法人税等合計	8,113
当期純利益	10,356
非支配株主に帰属する当期純利益	432
親会社株主に帰属する当期純利益	9,924

1. 連結計算書類

**連結株主資本等変動計算書**

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日残高	23,470	24,261	27,152	△6,021	68,863
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,631		△2,631
親会社株主に帰属する当期純利益			9,924		9,924
自己株式の取得				△2,000	△2,000
連結範囲の変動			△13		△13
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	7,279	△2,000	5,279
2019年3月31日残高	23,470	24,261	34,432	△8,021	74,143

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	継延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
2018年4月1日残高	△29	△605	△24	△707	△1,367	14,708	82,204
連結会計年度中の変動額							
剩余金の配当							△2,631
親会社株主に帰属する 当期純利益							9,924
自己株式の取得							△2,000
連結範囲の変動							△13
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△43	605	△202	△972	△613	212	△400
連結会計年度中の変動額合計	△43	605	△202	△972	△613	212	4,878
2019年3月31日残高	△73	△0	△227	△1,680	△1,980	14,920	87,083

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社数 98社

主要な連結子会社の名称

(株)すき家本部	(株)九州すき家
(株)中四国すき家	(株)関西すき家
(株)中部すき家	(株)中京すき家
(株)神奈川すき家	(株)東京すき家
(株)関東すき家	(株)北日本すき家
(株)なか卯	(株)ココスジャパン
(株)ビッグボーイジャパン	(株)ジョリーパスタ
(株)華屋与兵衛	(株)TAG-1
(株)はま寿司	(株)日本ダイニングホールディングス
(株)日本リテールホールディングス	(株)マルヤ
(株)フレッシュコーポレーション	(株)マルエイ
(株)尾張屋	(株)日本SS
(株)ユナイテッドベジーズ	(株)日本介護ホールディングス
(株)トロナジャパン	(株)ゼンショーファクトリーホールディングス
(株)GFF	(株)TRファクトリー
(株)グローバルテーブルサプライ	(株)グローバルフレッシュサプライ
(株)ゼンショ一商事	Zensho USA Corporation
Advanced Fresh Concepts Corp.	泉膳(中国)投資有限公司
Advanced Fresh Concepts Corp.	は、株式の取得により新たに子会社となつたため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 主要な非連結子会社に関する事項

- ・主要な非連結子会社の名称  
ZENSHO ALIMENTOS S.A.他10社
- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためあります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 1社

主要な会社等の名称

- ・主要な関連会社の名称

MARUI Wasabi, Inc.

なお、MARUI Wasabi, Inc.は、当連結会計年度中に新たに株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社に含めることといたしました。

② 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社に関する事項

主要な会社等の名称

- ・主要な非連結子会社の名称

ZENSHO ALIMENTOS S.A.他10社

- ・持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためあります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### a. 有価証券の評価基準及び評価方法

###### その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とした持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### b. デリバティブの評価方法……時価法

###### c. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

製品・原材料・仕掛品……………主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

貯蔵品……………主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- a. 有形固定資産……………主として定額法

(リース資産を除く) なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

- b. 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ただし、耐用年数を確定できない商標権については非償却しております。

- c. リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零または残価保証額とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が2008年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- a. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- b. 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額に基づき計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費……………償還までの期間で定額法により償却

② 退職給付に係る会計処理

当社及び一部の連結子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

また、一部の連結子会社は確定給付年金制度を採用し、原則法又は簡便法により算定しております。

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

原則法を適用している連結子会社における数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

④ ヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、デリバティブ取引のうち、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

b. ヘッジ手段及びヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建買掛金
為替予約	外貨建売掛金
通貨スワップ	外貨建借入金
金利スワップ	借入金利息

c. ヘッジ方針

借入債務、外貨建金銭債権債務等に対し、金利変動及び為替変動のリスクをヘッジするものであります。

d. ヘッジ有効性評価の方法

当社が行っているヘッジ取引は、当社のリスク管理方針に従っており、為替相場及び金利の変動によるヘッジ手段とヘッジ対象との相関関係が完全に確保されていることを確認しております。

⑤ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑥ 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子法人は、連結納税制度を適用しております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

当社及び子会社の「のれん」及び2010年4月1日以前に発生した「負ののれん」の償却については、20年以内の定額法により償却を行っております。

(7) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

該当事項はありません。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「無形固定資産」の「その他」に含めておりました「商標権」(前連結会計年度464百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「補助金収入」(前連結会計年度41百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### ① 担保に供している資産

土地	1,127百万円
建物	353百万円

##### ② 上記物件に対応する債務

長期借入金	547百万円
-------	--------

#### (2) 有形固定資産に係る減価償却累計額

176,239百万円

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	149,640,445株
------	--------------

#### (2) 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,315	9	2018年3月31日	2018年6月25日
2018年11月7日 取締役会	普通株式	1,315	9	2018年9月30日	2018年12月4日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案致します。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,308	9	2019年3月31日	2019年6月24日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。

前払家賃及び長期前払家賃は建設協力金であり、支払家賃との相殺により回収しますが、店舗物件のオーナーの信用リスクに晒されております。また、敷金も同様に店舗物件のオーナーの信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

社債及び借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後35年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務及び借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ④ ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、受取手形及び売掛金について取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

建設協力金及び敷金は、相手先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等の早期把握によりリスク軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

#### b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建の営業債権債務及び借入金について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に市場価格や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。月次の取引実績は、担当役員に報告しております。

#### c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません ((注) (2) 参照)。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
①現金及び預金	57,240	57,240	—
②受取手形及び売掛金	14,310	14,310	—
③投資有価証券	54	54	—
④前払家賃及び長期前払家賃	20,166	21,814	1,648
資産計	91,772	93,420	1,648
①買掛金	22,305	22,305	—
②短期借入金	1,382	1,382	—
③社債 (1年内償還予定の社債を含む)	28,800	28,823	23
④長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	166,054	166,509	454
負債計	218,542	219,020	477
デリバティブ取引 (*)	0	0	—

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) (1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

上場株式等は取引所の価格によっております。

④前払家賃及び長期前払家賃

これらの時価は将来キャッシュ・フローの合計額を期末日直近の国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

## 負 債

### ①買掛金、②短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、為替予約等において振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理額によっております。

### ③社債、④長期借入金

原則として元利金の合計額を、同様の新規借入または新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### デリバティブ取引

これらの時価は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。なお、金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジの対象とされている長期借入金と一緒にして処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

### (2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	3,370
差入保証金	33,295

非上場株式については、市場価格がないことなどにより、時価を把握することが極めて困難と認められます。差入保証金については、償還予定期間が合理的に見積もれないことなどにより、時価を把握することが極めて困難と認められます。

## 6. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 496.34円

1 株当たり当期純利益 67.93円

## 7. 重要な後発事象に関する注記

### (株式交換による完全子会社化)

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、連結子会社である株式会社ジョリーパスタを株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに、ジョリーパスタにおいては、2019年6月13日に開催予定の定時株主総会において承認を得た上で、2019年8月1日を効力発生日として行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日に先立ち、株式会社ジョリーパスタの株式は、株式会社東京証券取引所において2019年7月30日付で上場廃止（最終売買日は2019年7月29日）となる予定です。

#### (1) 本株式交換による完全子会社化の目的

本株式交換を行うことにより、ジョリーパスタとして、店舗数・営業エリアの大幅な増強、新規事業の開拓による集客力の強化、工場・物流のグループ内共通化の更なる推進による物流費用の削減が可能となるとともに、ゼンショーグループ内のスピードィーかつ柔軟な意思決定や方針徹底の実現、上場廃止に係る潜在的な利益相反の可能性の排除に伴う機動的かつ柔軟な経営体制の構築及び株式上場を維持するために必要な経費の削減等、様々なメリットが見込まれるとの共通認識に至ったことから、2019年5月14日、両社において、本株式交換を行うことを決議し、本株式交換契約を締結しました。

#### (2) 本株式交換の日程

①定時株主総会基準日（ジョリーパスタ）	2019年3月31日
②本株式交換契約締結に係る取締役会決議日（両社）	2019年5月14日
③本株式交換契約締結日（両社）	2019年5月14日
④定時株主総会開催日（ジョリーパスタ）	2019年6月13日（予定）
⑤最終売買日（ジョリーパスタ）	2019年7月29日（予定）
⑥上場廃止日（ジョリーパスタ）	2019年7月30日（予定）
⑦本株式交換の効力発生日	2019年8月1日（予定）

（注）上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社の合意により変更されることがあります。

(3) 本株式交換に係る割当の内容

	ゼンショーホールディングス (株式交換完全親会社)	ジョリーパスタ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.8
本株式交換により 交付する株式数	ゼンショーホールディングスの普通株式：4,549,958株（予定）	

(注) 1. 株式の割当比率

ジョリーパスタの普通株式1株に対して、ゼンショーホールディングスの普通株式0.8株を割当て交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

2. 本株式交換により交付するゼンショーホールディングスの株式数

ゼンショーホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換によりゼンショーホールディングスがジョリーパスタの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」）のジョリーパスタの株主名簿に記載又は記録されたジョリーパスタの株主（ただし、ゼンショーホールディングスを除きます。）に対して、その所有するジョリーパスタの普通株式の株式数の合計に0.8を乗じた数のゼンショーホールディングスの普通株式を割当て交付する予定です。なお、ゼンショーホールディングスは、かかる交付に当たり、新たに発行する普通株式を使用する予定です（ただし、ゼンショーホールディングスの判断により、上記に従い交付されるゼンショーホールディングスの普通株式の一部として、同社が保有する自己株式を充当する可能性があります。）。

なお、ジョリーパスタは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点までに保有している自己株式（本株式交換に際して、会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってジョリーパスタが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する普通株式の総数については、ジョリーパスタによる自己株式の取得及び消却等により、今後修正される可能性があります。

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第37期 2019年3月31日現在	科目	第37期 2019年3月31日現在		
<b>資産の部</b>					
<b>流動資産</b>	<b>172,316</b>	<b>負債の部</b>	<b>74,509</b>		
現金及び預金	33,690	買掛金	19,562		
売掛金	21,703	短期借入金	17,973		
商品及び製品	979	一年内償還予定の社債	1,600		
原材料及び貯蔵品	144	一年内返済予定の長期借入金	24,688		
前払費用	3,463	リース債務	483		
前払家賃	668	未払金	5,542		
未収入金	8,919	未払費用	712		
短期貸付金	111,219	未払法人税等	298		
その他	90	前受金	2,683		
貸倒引当金	△8,564	預り金	251		
<b>固定資産</b>	<b>170,256</b>	賞与引当金	624		
<b>有形固定資産</b>	<b>20,713</b>	その他	88		
建物	6,900	<b>固定負債</b>	<b>212,835</b>		
構築物	154	社債	27,200		
機械及び装置	90	長期借入金	140,236		
車両運搬具	2	リース債務	7,632		
工具、器具及び備品	938	預り保証金	37,220		
土地	5,350	資産除去債務	76		
リース資産	7,033	その他	470		
建設仮勘定	241	<b>負債合計</b>	<b>287,344</b>		
<b>無形固定資産</b>	<b>2,196</b>	<b>純資産の部</b>			
商標権	9	<b>株主資本</b>	<b>55,355</b>		
借地権	91	<b>資本金</b>	<b>23,470</b>		
電話加入権	82	<b>資本剰余金</b>	<b>25,250</b>		
ソフトウエア	1,519	<b>資本準備金</b>	<b>23,392</b>		
その他	493	<b>その他資本剰余金</b>	<b>1,858</b>		
<b>投資その他の資産</b>	<b>147,346</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>14,656</b>		
投資有価証券	1	<b>利益準備金</b>	<b>80</b>		
関係会社株式	79,765	<b>その他利益剰余金</b>	<b>14,575</b>		
関係会社出資金	7,035	<b>別途積立金</b>	<b>3,000</b>		
関係会社長期貸付金	21,438	<b>繰越利益剰余金</b>	<b>11,575</b>		
長期貸付金	23	<b>自己株式</b>	<b>△8,021</b>		
長期前払費用	1,364	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△13</b>		
長期前払家賃	15,482	<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>0</b>		
繰延税金資産	2,013	<b>繰延ヘッジ損益</b>	<b>△13</b>		
差入保証金	20,101	<b>純資産合計</b>	<b>55,342</b>		
その他	120	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>342,687</b>		
<b>繰延資産</b>	<b>114</b>				
社債発行費	114				
<b>資産合計</b>	<b>342,687</b>				

# 損益計算書

(単位：百万円)

科目	第37期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	254,448
売上原価	239,882
売上総利益	14,565
販売費及び一般管理費	11,848
営業利益	2,717
営業外収益	9,139
受取利息	1,676
受取配当金	7,004
為替差益	253
その他	205
営業外費用	4,634
支払利息	961
社債利息	63
貸倒引当金繰入額	2,972
その他	637
経常利益	7,222
特別利益	712
固定資産売却益	663
投資有価証券売却益	38
その他	10
特別損失	41
減損損失	0
固定資産除却損	27
その他	13
税引前当期純利益	7,892
法人税、住民税及び事業税	△183
法人税等調整額	1,778
法人税等合計	1,594
当期純利益	6,297

## 2. 計算書類

### 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本									
	資本剰余金				利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2018年4月1日残高	23,470	23,392	1,858	25,250	80	3,000	7,909	10,989	△6,021	53,689
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△2,631	△2,631		△2,631
当期純利益							6,297	6,297		6,297
自己株式の取得									△2,000	△2,000
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	3,666	3,666	△2,000	1,666
2019年3月31日残高	23,470	23,392	1,858	25,250	80	3,000	11,575	14,656	△8,021	55,355

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2018年4月1日残高	34	△46	△12	53,677
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,631
当期純利益				6,297
自己株式の取得				△2,000
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額（純額）	△34	33	△0	△0
事業年度中の変動額合計	△34	33	△0	1,665
2019年3月31日残高	0	△13	△13	55,342

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

a. 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b. 時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とした持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価方法……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品・商品・原材料……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

② 貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定額法  
(リース資産を除く)
- ② 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零または残価保証額とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が2008年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(5) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ② 貸倒引当金……………貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 繰延資産の処理方法  
社債発行費……………償還までの期間で定額法により償却

② ヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、デリバティブ取引のうち、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

b. ヘッジ手段及びヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
通貨スワップ	外貨建借入金
金利スワップ	借入金利息

c. ヘッジ方針

借入債務に対し、金利変動及び為替変動のリスクをヘッジするものであります。

d. ヘッジ有効性評価の方法

当社が行っているヘッジ取引は、当社のリスク管理方針に従っており、金利の変動によるヘッジ手段とヘッジ対象との相関関係が完全に確保されていることを確認しております。

③ 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

④ 連結納税制度の適用

当社を連結納税親法人とする連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る減価償却累計額 ..... 11,658百万円

#### (2) 保証債務

(株)マルヤ 買掛金	41百万円
(株)ユナイテッドベジーズ 買掛金	60百万円
(株)尾張屋 買掛金	260百万円
(株)尾張屋 未払金	2百万円
(株)善祥園 借入金	383百万円
合 計	748百万円

#### (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	139,250百万円
長期金銭債権（関係会社長期貸付金を含む）	21,438百万円
短期金銭債務	34,188百万円
長期金銭債務	35,935百万円

### 4. 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引高

売上高	249,714百万円
仕入高	101,788百万円
その他の営業取引	799百万円
営業取引以外の取引	11,661百万円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 ..... 4,251,546株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な要因別の内訳

### 繰延税金資産

貸倒引当金	2,622百万円
賞与引当金	220百万円
減損損失	65百万円
未払事業税	88百万円
固定資産減価償却超過額	19百万円
関係会社株式評価損	1,114百万円
役員退職慰労引当金	102百万円
繰延ヘッジ損失	13百万円
税務上の繰越欠損金	2,514百万円
その他	120百万円
評価性引当金	△4,577百万円
繰延税金資産計	2,303百万円

### 繰延税金負債

関係会社株式売却益	△266百万円
その他有価証券評価差額金	△0百万円
その他	△23百万円
繰延税金負債計	△290百万円
繰延税金資産の純額	2,013百万円

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引

### (1) リース資産の内容

有形固定資産

### (2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

#### ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

区分	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額
建物	1,626	1,072	554
工具、器具及び備品	9	5	3
合計	1,636	1,078	557

#### ② 未経過リース料期末残高相当額等

1年以内	90百万円
1年超	627百万円
合計	717百万円

#### ③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	135百万円
リース資産減損勘定の取崩額	-百万円
減価償却費相当額	84百万円
支払利息相当額	51百万円
減損損失	-百万円

#### ④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### ⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注1)	科目	期末残高
子会社	(株)すき家本部	100.00%	役員の兼任	食材の販売等(注5)	62,559	売掛金	5,868
				資金の貸付(注2)	—	短期貸付金	25,700
				店舗の賃貸(注4)	14,053	預り保証金	17,149
子会社	(株)ココスジャパン	51.26%	役員の兼任	資金の借入(注2)	—	短期借入金	6,062
子会社	(株)ゼンショーホールディングス	100.00%	役員の兼任	資金の貸付(注2)	—	短期貸付金	14,647
				食材の仕入(注6)	46,777	買掛金	4,065
				受取配当金	1,145	—	—
子会社	(株)ビッグボーイジャパン	100.00%	役員の兼任	資金の貸付(注2)	—	短期貸付金	7,000
				資金の貸付(注3)	—	長期貸付金	3,807
子会社	(株)はま寿司	100.00%	—	食材の販売等(注5)	51,165	売掛金	5,192
				資金の貸付(注2)	—	短期貸付金	13,500
				受取配当金	3,078	—	—
				店舗の賃貸(注4)	8,055	預り保証金	12,170
子会社	(株)なか卯	100.00%	—	資金の貸付(注2)	—	短期貸付金	4,050
子会社	(株)TAG－1	100.00%	—	資金の貸付(注2)	—	短期貸付金	3,550

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注1)	科目	期末残高
子会社	(株)GFF	100.00% (100.00%) (注7)	役員の兼任	食材の販売等 (注5)	31,519	売掛金	2,989
				食材の仕入 (注6)	42,568	買掛金	4,127
子会社	(株)マルヤ	100.00% (100.00%) (注7)	—	資金の貸付 (注2)	—	短期貸付金	5,765
子会社	(株)日本リテールホールディングス	100.00%	役員の兼任	資金の貸付 (注3)	—	長期貸付金	12,810
子会社	(株)関西すき家	100.00% (100.00%) (注7)	役員の兼任	資金の貸付 (注2)	—	短期貸付金	4,323
子会社	(株)東京すき家	100.00% (100.00%) (注7)	—	資金の貸付 (注2)	—	短期貸付金	5,700
子会社	(株)エイ・ダイニング	100.00% (100.00%) (注7)	—	資金の貸付 (注2)	—	短期貸付金	3,300
				貸倒引当金 繰入額	642	貸倒引当金	2,422

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(注2) 短期資金の貸付及び借入は、当社がグループ各社に提供するキャッシュ・マネジメント・システムによるものであり、資金が日々移動するため、取引金額は記載せずに、期末残高のみ記載しております。また金利については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。

(注3) 長期資金の貸付は、当社がグループ各社に提供するキャッシュ・マネジメント・システムによるものであります。また金利については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。

(注4) 店舗の賃料については近隣の取引実勢に基づいて決定しております。

(注5) 販売価格については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

(注6) 仕入価格については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

(注7) 議決権等の所有割合の（ ）内は、間接所有であり内数となっております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	380.65円
1株当たり当期純利益	43.11円

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「7. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社ゼンショーホールディングス  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人  
指定有限責任社員 公認会計士 戸田 栄 印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 鵜飼 千恵 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゼンショーホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼンショーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2019年5月14日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、連結子会社である株式会社ジョリーパスタを株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決議し、同日付で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社ゼンショーホールディングス  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 戸田 栄 印  
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 鵜飼 千恵 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゼンショーホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十 分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2019年5月14日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、連結子会社である株式会社ジョリーパスタを株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決議し、同日付で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの運用状況に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

株式会社ゼンショーホールディングス 監査役会

常勤監査役 渡辺秀雄 

常勤監査役 本田豊 

監査役 竹内康二 

監査役 宮嶋之雄 

(注) 常勤監査役 渡辺秀雄、監査役 竹内康二及び監査役 宮嶋之雄は、社外監査役であります。

以 上

【株式交換完全親会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容】

次ページ以降をご参照ください。

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

ゼンショーグループは、「世界から飢餓と貧困を撲滅する」という企業理念の下、フード業を幅広く展開し、世界中の人々に安全でおいしい食を手軽な価格で提供するという使命をもって、グローバルに事業を展開しております。その中で、当社はレストラン事業の基盤をより強固なものにするため、レストラン事業の統括・支援機能を担う新統括会社として設立されました。

当事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日)におけるわが国経済は、国外では貿易摩擦の激化、欧州でのブレギットをめぐる混乱が続き、国内では雇用環境の改善が見られるものの、大規模な自然災害が多発し、先行き不透明な状況が続きました。

外食産業におきましては、個人消費に力強さが見られないことや、食材価格の高騰、人件費の上昇により、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような状況の中、「ココス」、「ジョリーパスタ」をはじめとするレストランカテゴリーの既存店売上高前年比は100.3%となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、営業損失0百万円、経常損失0百万円、当期純損失0百万円となりました。

### (2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

当社の親会社は㈱ゼンショーホールディングスであり、同社は当社の議決権の100%の株式を所有しております。

#### ② 重要な子会社の状況

当社は㈱ココスジャパンの議決権の51.3%の株式を所有しており、㈱ジョリーパスタの議決権の64.5%株式を所有しております。

### (5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

### (6) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

### (7) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### (8) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### (9) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## 2. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について決定した基本方針の概要は以下のとおりであります。

### 内部統制システム構築に向けた基本的な考え方及び整備状況

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 「ゼンショーグループ憲章」を制定し、全役職員による法令並びに定款及び社内規程の遵守の徹底を図る。
- (イ) 各業務担当取締役及び執行役員は、自らが担当する業務部門でのコンプライアンスリスクを分析し、その対策を実施する。
- (ウ) 「コンプライアンス委員会」は、グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、審議結果を取締役会及び監査役会に報告する。グループのコンプライアンス上の問題点について従業員が情報提供を行うホットラインを設置する。
- (エ) 事業活動全般の業務運営状況を把握し、その活動の適法性や健全性を確保するため、内部監査部門による監査を継続的に行う。

#### ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 「グループリスク管理規程」を定め、グループの様々なリスクを網羅的かつ適切に認識し、管理すべきリスクの選定を行い、管理担当部門を定め、リスク管理体制の整備・充実を図る。また、予期せぬリスクが発生することを十分認識し、新たに生じた重大なリスクについては、取締役会または代表取締役が、すみやかに管理担当部門を選定し、迅速かつ適切に対応する。
- (イ) 規程に基づいたグループ内の様々なリスクを統括的に管理するため「総合リスク管理委員会」を設置し、管理担当部門のリスク対策実施状況の点検を行うことにより、有効性を確保する。
- (ウ) 「食の安全・安心」「コンプライアンス」「情報セキュリティ」に係るリスク及びその他の選定されたリスクは、管理担当部門がリスク対策を策定する。また、リスクが顕在化した場合、管理担当部門は迅速かつ適切な対応を行い、結果を総合リスク管理委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては適宜、取締役会に報告し、必要な指示を受ける。

#### ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (ア) 取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」「文書管理規程」と「情報セキュリティポリシー」の定めるところに従い、適切に保存しおかげて管理する。
- (イ) 取締役及び監査役は、これらの情報の保存・管理及び保全体制の整備が適正に行われていることを確認する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 中期経営計画及び年度経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確に

するとともに、迅速な判断や意思決定を行えるよう、日次・月次・四半期業務管理を徹底し、目標の進捗状況を明確にする。

(イ) 意思決定のプロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、社長決裁事項で当社及びグループの経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、担当取締役及び執行役員との協議に基づいて執行決定を行い、これを適宜取締役会に報告する。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (ア) 「ゼンショーグループ憲章」は、当社及び子会社の全役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範とする。
  - (イ) 当社は、持株会社としてゼンショーグループ全体の視野から業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の状況に応じた管理を行う。また、当社のグループ会社統括管理部門が担当窓口となり、子会社による定期的または、随時、整備状況の報告を受ける。
  - (ウ) 当社から子会社に対し役職員を派遣するとともに、子会社の業務の執行状況を把握し、事業活動の有効性を確認する。
  - (エ) 内部監査部門が定期的または随時、グループ会社を監査するとともに、その状況を当社代表取締役に適時報告する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - (ア) 財務報告の信頼性を確保することが、グループ活動の信用の維持・向上に必要不可欠であることを認識し、財務報告に係る内部統制活動の重要性をゼンショーグループ全体に徹底する。
  - (イ) 「財務報告に係る内部統制についての評価計画書」を年度単位で作成し、グループ会社全体で連携して、連結ベースの財務報告における内部統制の整備を進める。
  - (ウ) 財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況については、内部統制評価責任部門が、グループ全体の財務報告の信頼性を確保するため、業務運営の適切性を検証する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する当社取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
  - (ア) 監査役を補助すべき使用者として、監査役監査の職務の実効性の確保の観点から必要な人員を選任し、体制の充実を図る。
  - (イ) 監査役の補助使用者が監査役から特定の命令を受けた場合は、当該補助使用者は当該命令に関して、取締役の指揮命令を受けない。
  - (ウ) 監査役の補助使用者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、全監査役の事前の同意を要する。
- ⑧ 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (ア) 取締役は、当社及びグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ゼンショーグループホットラインへの通報状況等を、監査役または監査役会にすみやかに報告する。

- (イ) 前項の当社及びグループに重大な影響を及ぼす事項を発見した使用人は、監査役または監査役会に直接報告することができ、この報告は「内部通報規則」に準拠して対応する。
  - (ウ) 監査役は、内部監査部門との監査計画、監査結果等の相互開示により情報の共有化と効率化を図る。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (ア) 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
  - (イ) 監査役会に対して、独自に専門の弁護士や会計士を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
  - (ウ) 監査役は必要に応じていつでも、取締役及び使用人に対し報告を求め、重要な会議に出席し、書類の閲覧をすることができる。

#### 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

##### ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力との関係を持たない。また反社会的勢力の不当な要求には毅然とした態度で臨み、金銭その他経済的利益の提供を行わない。さらに全グループ会社に対し、方針の徹底を図る。

##### ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (ア) 当社は「ゼンショーグループ憲章」を定め、企業倫理の浸透を図るとともに、コンプライアンスを実現するため、「グループコンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動指針」を定め、「反社会的勢力の排除」について具体的な指針を示している。
- (イ) なお「ゼンショーグループ憲章」並びに「グループコンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動指針」については、全社員に対し、入社時または定期的な研修を通じて周知・徹底を図る。
- (ウ) さらに反社会的勢力への対応は、個人や部署を孤立させぬよう、コンプライアンス委員会を組織し、警察や弁護士等外部専門機関と連携して対応する体制を構築している。

#### 3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要是以下のとおりであります。

##### ① コンプライアンスに関する体制

コンプライアンスの専門部署を設置し、以下の活動を通じ当社グループ全体へのコンプライアンス意識の一層の浸透に取り組んでおります。

- (ア) 当社各部門及びグループ各社に対してコンプライアンス研修を実施し、この研修を通じて、当社各部門及びグループ各社におけるコンプライアンスリスク課題の抽出と防止策の策定を推進し、防止策の進捗状況について確認を行っております。
- (イ) コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスに関わる当社

グループ共通課題について、それぞれの分野の専門部門による未然防止策の確認と強化を行っております。

② リスク管理に関する体制

リスク管理の専門部署を設置し、以下の活動を通じたリスク管理体制の強化を進めております。

- (ア) 総合リスク管理委員会を定期的に開催し、当社グループ全体の事業等に関わるリスク課題を抽出するとともに、当社各専門部門による対策の立案と実施状況の確認を行い、必要に応じ対策の強化を進めております。
- (イ) 大規模な事故や災害が発生した場合に備えて、「食のインフラ」として店舗の営業が継続できるよう組織体制の整備を進めております。

③ 取締役の職務の執行に関する体制

- (ア) 年度経営計画を定め、月次、四半期業績に基づいて計画の進捗管理を行うとともに、対策が必要な施策については取締役会で審議・決議を行っております。
- (イ) 重要な投資案件については、投資委員会による事前審議を行ったうえで、取締役会に上程することで、取締役の意思決定の迅速化に努めております。
- (ウ) 取締役会の実効性評価を行うなど、取締役会の運営改善について継続して取り組んでおります。

④ グループ会社の管理体制

- (ア) 「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社統括管理部門を窓口として主要子会社との情報交換を密に行い、各社毎に計画の進捗状況及び課題に対する対応状況について確認を行っております。
- (イ) グループ会社に役職員を派遣し、各社の業務執行状況を把握し、事業活動の適正・有効性について確認を行っております。
- (ウ) 内部監査部門は、監査計画に基づき、当社管理部門及びグループ会社の監査を行い、監査結果を当社代表取締役及び監査役会へ報告しております。

⑤ 監査役の監査に関する体制

- (ア) 監査役は、当社の取締役会に加えて、主要な会議に出席するとともに、稟議書等の重要な文書の閲覧、取締役、執行役員、本部長及びグループ会社社長等へのヒアリングを行うことにより、取締役の職務の執行状況を監査しております。
- (イ) 監査役は、監査役会を定期的に開催し、監査役相互の情報交換を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人との情報交換を通じて、監査の実効性の確保に努めております。
- (ウ) 監査役は、グループ会社の監査役と定期的に連絡会を開催し、グループ会社全体を含めた企業集団としての監査の実効性を確保するための体制を構築しております。

(本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。)

# 決算報告書

第 1 期

自 2018年 4月 1日  
至 2019年 3月31日

株式会社 日本レストランホールディングス

## 貸借対照表

2019年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流 動 資 産】 (	10,092,845 )	【流 動 負 債】 (	360,648 )
短期貸付金	10,000,046	未払金	349,048
未収入金	81,888	未払法人税等	11,600
未取消費税	10,911	負 債 合 計	360,648
		(純 資 産 の 部)	
		【株 主 資 本】 (	9,732,197 )
		資本金	10,000,000
		[利益剰余金]	△267,803
		繰越利益剰余金	△267,803
		純 資 産 合 計	9,732,197
資 産 合 計	10,092,845	負 債・純資産 合 計	10,092,845

## 損益計算書

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
(経常損益の部)		
【販売費及び一般管理費】		338,137
営 業 損 失		△338,137
【営 業 外 収 益】		
受取利息	46	46
経 常 損 失		△338,091
(特別損益の部)		
税引前 当 期 純損失		△338,091
法人税・住民税・事業税	△70,288	△70,288
当 期 純 損 失		△267,803

株式会社 日本レストランホールディングス

## 販売費及び一般管理費

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
【営 業 費】	( 338,137 )
消耗品費	1,800
租税公課	150,600
支払手数料	185,737
合 計	338,137

## 株主資本等変動計算書

(単位：円)

当事業年度

(自 2018年 4月 1日

至 2019年 3月31日)

## 株主資本

## 資本金

当期首残高	0
当期変動額	
新株の発行	10,000,000
当期変動額合計	10,000,000
当期末残高	10,000,000

## 利益剰余金

## その他利益剰余金

繰越利益剰余金	
当期首残高	0
当期変動額	
当期純利益	△267,803
当期変動額合計	△267,803
当期末残高	△267,803

## 利益剰余金合計

当期首残高	0
当期変動額	
当期純利益	△267,803
当期変動額合計	△267,803
当期末残高	△267,803

## 株主資本合計

当期首残高	0
当期変動額	
新株の発行	10,000,000
当期純利益	△267,803
当期変動額合計	9,732,197
当期末残高	9,732,197

## 純資産合計

当期首残高	0
当期変動額	
新株の発行	10,000,000
当期純利益	△267,803
当期変動額合計	9,732,197
当期末残高	9,732,197

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 消費税及び地方消費税の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

### 1. 関係会社に関する金銭債権

短期金銭債権	10,081 千円
--------	-----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	—	1,000	—	1,000	

## 監 査 報 告 書

監査役は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果に就き以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 会社が時代に沿った適正な労務管理に努めていることを確認しており、各監査役は引き続きこの取り組みを注視してまいります。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2019年5月13日

株式会社日本レストランホールディングス

監査役 丹羽 清彦 (印)